

# 住民監査請求の手引

杉並区監査委員事務局

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区役所 西棟8階

電話3312-2111(代表)

## 1 住民監査請求って何ですか？

住民監査請求は、杉並区民の方が、区長等執行機関や職員による公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結などの財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、これらの行為が行われることが相当の確実さで予測されるとき、又は、違法若しくは不当に公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これによって区が被った損害を回復させ、又は、被るおそれのある損害の発生を予防するために、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講じるよう請求するものです。(地方自治法第242条)

この制度は、区民の方の請求とこれに基づく監査により、違法又は不当な財務会計上の行為を止めさせたり、改めさせたりすることによって、区の財政面における適正な運営を確保し、区民全体の利益を擁護することを目的とするものです。

なお、請求人は、特に必要があると認めるときは、その理由を明記して、監査委員に対し、監査委員による監査に代えて、個別外部監査契約に基づく外部監査人(弁護士、公認会計士等)による監査を求めることもできます。この場合、外部監査人による監査は、監査委員が外部監査とすることが相当と認めた場合に、実施されることとなります。(地方自治法第252条の43)

## 2 どのような場合に、監査請求ができるのですか？

監査請求をすることができるのは、次にあげるような杉並区の執行機関・職員による財務会計上の行為・事実がある場合、又はその行為が行われることが相当の確実さをもって予測される場合です。

### (1) 違法又は不当な

- ① 公金(杉並区の管理に属する現金、有価証券)の支出
- ② 財産(土地、建物、物品など)の取得、管理、処分
- ③ 契約(購入、工事請負など)の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担(借入れなど)

### (2) 違法又は不当に

- ① 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ② 財産の管理を怠る事実

### (3) (1)の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合

監査請求は、上記の財務会計上の行為によって、区に損害が発生しているか、又は損害が発生するおそれがある場合に行うことができます。

なお、上記行為のあった日又は終わった日から1年以上の期間を経過している場合((2)を除く)には、監査請求をすることはできません。

ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

### 3 誰がどのようにして監査請求をするのですか？

- (1) 監査請求ができる方は、杉並区内に住所を有する方です。
- (2) 監査請求をすることがらについて、次のページのような書面を作成して、提出することになっています。
- (3) 監査請求の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。  
(例)……新聞記事でも可
- (4) 監査請求書は、直接書面を持参するか又は郵送してください。

#### 4 請求書はどのように作成したらよいのですか？

- (1) 監査委員による監査を求める場合、請求書の様式例及び記入内容は、次のとおりです。

<p>杉並区職員措置請求書</p> <p>(請求の対象とする執行機関・職員)に関する措置請求の要旨</p> <p>1 請求の要旨</p> <p>○次の事項について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・だれが(請求の対象とする執行機関・職員)</li><li>・いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか、又は行われることが予測されるか (2ページの監査対象事項をご覧ください。)</li><li>・その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか</li><li>・その行為により、区にどのような損害が生じているか、又は生じるおそれがあるか</li><li>・どのような措置を請求するのか</li></ul> <p>2 請求者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 (自署してください。)</p> <p>地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>杉並区監査委員 (あて)</p>
---

(注) たて書きでも差しつかえありません。

- (2) 監査委員による監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査(外部監査人による監査)を求める場合、請求書の様式例及び記入内容は、次のとおりです。

### 杉並区職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員)に関する措置請求の要旨

#### 1 請求の要旨

○次の事項について記載してください。

- ・だれが(請求の対象とする執行機関・職員)
- ・いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか、又は行われることが予測されるか  
(2ページの監査対象事項をご覧ください。)
- ・その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか
- ・その行為により、区にどのような損害が生じているか、又は生じるおそれがあるか
- ・どのような措置を請求するのか

#### 2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

#### 3 請求者

住 所

氏 名 (自署してください。)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

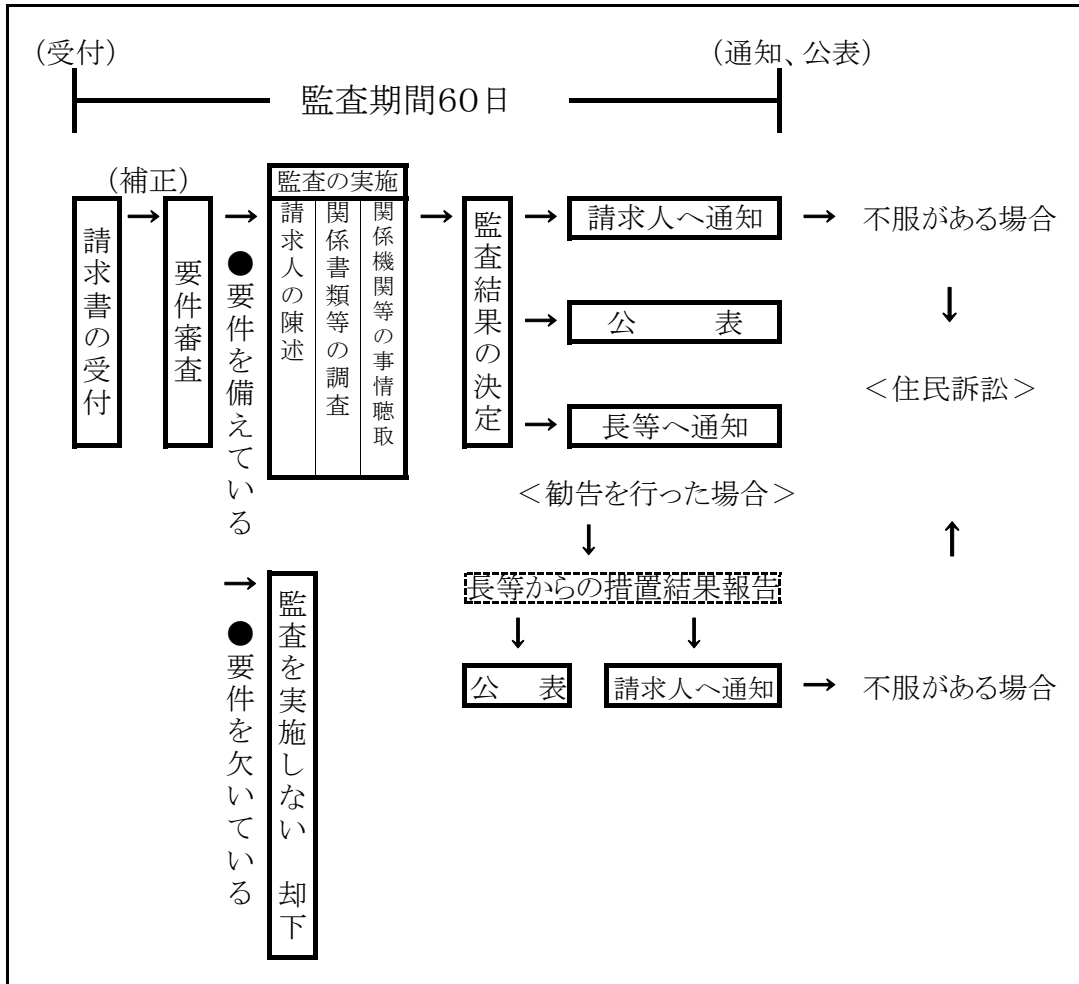
年 月 日

杉並区監査委員 (あて)

(注) たて書きでも差しつかえありません。

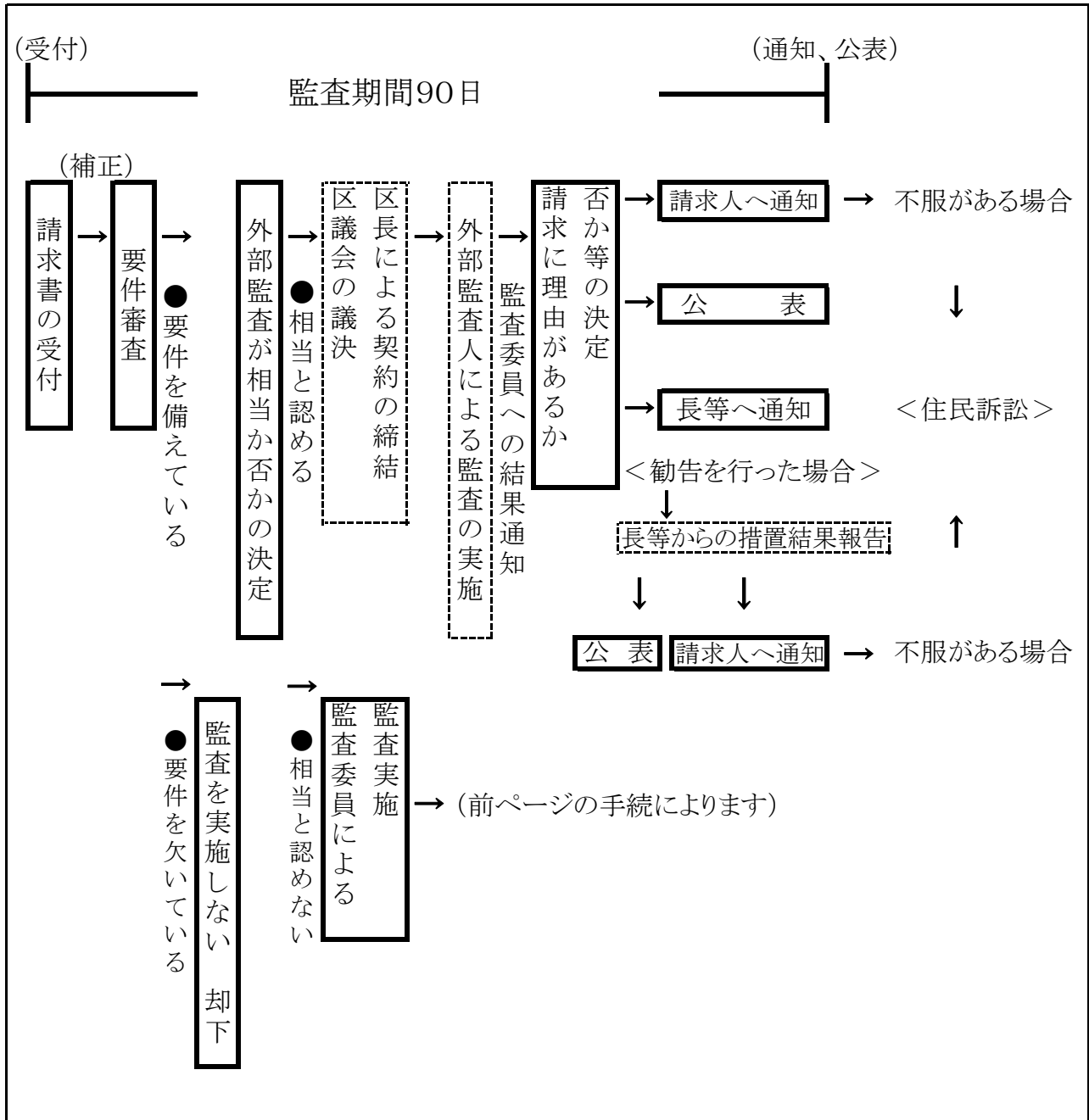
## 5 監査請求の手続はどうなっていますか？

(1) 監査委員による監査の場合、請求書を受け付けた以降の手続は、次のとおりです。



- (注)
- 1 要件審査は、請求人の住所、請求期間、監査請求の対象事項が区の財務会計上の行為であるか、監査請求の対象事項が具体的に特定されているか、などについて行います。
  - 2 監査期間は、受け付けた日の翌日から60日間です。
  - 3 補正を行った場合は、補正に要した期間分監査期限が延長されます。
  - 4 監査結果に不服がある場合、措置内容に不服がある場合、監査期間を経過しても監査結果が出ない場合、勧告に示された期間内に措置を講じない場合に加え、監査を実施しない場合も住民訴訟を提起することは可能です。(地方自治法第242条の2第1項)
  - 5 住民訴訟については、出訴期間が定められています。(地方自治法第242条の2第2項)
  - 6 詳しくは、地方自治法第242条、地方自治法施行令第172条及び地方自治法施行規則第13条をご覧ください。

(2) 監査委員による監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査(外部監査人による監査)を求める場合、請求書を受け付けた以降の手続は、次のとおりです。



(注) 請求人の陳述は、外部監査人が実施します。